

国道8号彦根～東近江(仮称)に係る 環境影響評価準備書に対する滋賀県知事意見

国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 本事業は、国道8号の改築事業として、彦根市から近江八幡市にかけて複数の市町に跨る延長約23.6kmの4車線の道路を整備するものであり、対象事業実施区域が農地、河川、住宅地等の様々な地域と重なる事業計画となっている。このため、事業実施に当たっては、周辺の土地の利用や自然環境の状況に応じて、適切な環境保全措置を講じること。

特に、準備書に示された予測評価結果では、事業実施により騒音の環境基準を超過する地域や、日照障害が生じる地点が認められることから、これらの影響を極力低減すること。

(2) 道路事業は、環境影響評価手続の後、工事着手まで相当の期間を要することが想定される。このため、対象事業実施区域およびその周辺における社会的状況または自然的状況に関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果や環境保全措置の内容を見直すこと。

その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。

(3) 本事業は、既存道路における渋滞の解消を目的の一つとして実施されるため、騒音・振動や温室効果ガスについては、本事業の実施による環境影響だけでなく、既存道路における改善効果も含めた広域的な視点での予測評価の実施を検討すること。

(4) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えること等により、住民にとってより分かりやすい内容とすること。

2 個別的事項

(1) 騒音

施設供用後の予測評価結果において、本事業の実施により環境基準を超過する地域の多くでは、防音壁の設置等の環境保全措置が検討されているが、本事業の対象道路以外の影響により環境基準を超過する地域では、環境保全措置の検討が十分ではない。これらの地域においても、必要に応じて環境保全措置を検討する等、事業実施による影響の低減に努めること。

(2) 水環境

水底の掘削等に係る水の濁りの影響を低減するため、環境保全措置として「仮締切工法による直接流水に接しない施工」や「仮設材料による一時的な流路の切り回し」等を実施することとされているが、その検討に当たっては、河川の水象・水質に加え河床材料等も把握し、河川の特性に適合した施工方法を選択すること等により、その効果を十分発揮させること。また、水の濁りは、アユ等魚類の移動阻害の要因にもなるため、必要に応じて工事の実施時期にも配慮すること。

(3) 動物

予測評価結果において、重要な種全ての生息環境が保全されると評価され、環境保全措置として「移動経路の確保」、「使用重機の配慮」等を実施することとされているが、事業実施による生息域の消失、分断等の影響をできる限り回避または低減するよう、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。その際、移動能力の低い小型動物と移動能力の大きい大型動物とでは保全対策が異なることから、特に重要な種に関しては、その種の特性に十分配慮し環境保全措置を講じること。

(4) 動物・植物

環境影響評価手続の後、工事着手まで相当の期間を要することが想定されるため、追加の現地調査等を行い、工事着手前における動物・植物の生息・生育の状況を把握するとともに、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を講じること。また、工事車両の通行や道路の機能復旧のための工事により、動物や植物に現時点で予測し得ない環境上の影響が生じると考えられる場合は、専門家等の意見を踏まえ必要に応じて適切な処置を講じること。

(5) 景観

対象道路が視認でき、主要な眺望景観および身近な自然景観の変化が生じるお

そのある地点を予測地点とし、県や市の景観計画を踏まえた予測評価が行われているが、対象事業実施区域の一部は、滋賀県景観計画（令和5年4月）に記載されている「国道307号沿道景観形成地区」、「芹川河川景観形成地区」および「宇曾川河川景観形成地区」の景観重要区域と重なることから、これらの区域における沿道景観や河川景観の変化に着目した予測評価も実施すること。

また、数kmに渡る橋梁構造や盛土構造の道路が設置されることから、そのデザインや色彩、法面の緑化等については、農地や田園風景等の周辺景観、さらには地域全体と調和したものとなるよう十分配慮すること。

（6）文化財・伝承文化

対象道路により文化財、伝承文化の周辺環境や利用状況の変化はほとんど生じないと予測され、改変される既存道路に対してはアクセスルートが分断されないよう近傍に付け替え道路を整備するとされているが、これらの環境保全措置を具体的に検討する際には、文化財の場所や祭礼および神事の実施場所だけでなく、祭礼の巡行ルートや氏子の居住地域等の祭祀圏、また集落等の地域住民の生活圏が分断されないよう十分配慮すること。

3 その他

- （1）対象事業実施区域を管轄する市町長から提出された環境の保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意すること。
- （2）土地の改変に伴う地下水および治水への影響、本事業に関連して実施される工事による各環境要素への影響、施設供用後における自動車走行時のタイヤ摩耗等で発生する道路粉じんによる影響等、環境影響評価の対象としていない事項についても、必要に応じて適切な対策を講じること。また、全国各地で発生している局所的・集中的な降雨等の気候変動への対応についても考慮すること。
- （3）1（2）のとおり、本事業は、工事着手までに相当の期間を要することが想定されることから、評価書に係る手続終了後も、必要に応じて事業計画や環境保全措置を地域住民に説明すること。
- （4）本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

彦生第 685 号
令和 6 年(2024 年)3 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

彦根市長 和田 裕行

国道 8 号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について(回答)

平素は、本市環境行政の推進にご指導、ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。
令和 5 年(2023 年)9 月 27 日付け、滋環政第 763 号で依頼のありましたみだしの件につき
まして、本市からの意見を下記のとおり回答いたします。

記

1 全体的事項

事業実施段階において、自然環境や社会情勢の変化に伴う環境影響が増加する恐れが生じた場合には、環境影響を最小限に抑えるために必要な環境保全措置を再検討すること。
共用開始後においても調査を適切に実施し、必要に応じて環境保全措置を講じること。

2 公害関係について

事業の実施にあたっては、各種法令を遵守し、住環境への影響を考慮した上で、環境保全措置を講じること。

3 生態系の保全について

重要な動物の繁殖時期等の生息状況を定期的に把握し、生態系の保全に努めること。

近八環第10705号
令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造 様

近江八幡市長 小西 理

国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境評価準備書に対する環境の保全の見地からの
意見について(回答)

令和5年9月27日付け滋環政第763号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

騒音・振動について

- ①工事や工事用車両の運行に係る騒音・振動について、必要な環境保全措置を行い、周辺住民の生活環境への配慮を徹底すること。予測を超える事態(規制基準超過等)となる場合、または周辺住民からの苦情があった場合は、追加で必要な対策を行い、負荷の低減に努めること。
- ②供用後の自動車騒音について、遮音壁の設置にあたっては、通行する車両の見通しが著しく低下することがないようにすること。また景観についても配慮すること。

水質・生態系について

本市における対象事業実施区域の周辺には多数の農地があり、事業の実施による生態系や生息域の変化に伴う農作物への影響も少なからず懸念される。このため、可能な限り自然に近い環境での動植物の生息・生育域を確保し、生態系への影響を低減すること。

以上

滋賀県知事 三日月 大造 様

東近江市長 小椋 正清

国道8号 彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和5年9月27日付け滋環政第763号にて依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1（全体的事項）

環境影響評価法に基づく事後調査を確実に実施し、必要に応じて講じた保全措置については、所在地自治体に情報提供すること。

評価書作成においては、準備書からの修正事項が環境に大きく影響する場合において、評価書作成までに地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2（個別的事項）

環境影響評価の結果に関して、大気質の工事の実施（建設機械の稼働）に伴う粉塵等で参考値超過の予測があることから環境保全措置を遵守し確実に環境負荷の軽減に努めること。

騒音の供用（自走車の走行）に関して、計画路線は騒音を増加させないレベルとした上で評価結果が基準超過する地点があるが、当該道路管理者と連携、調整を図り騒音が軽減するよう配慮願いたい。

事業実施に向けては、嵩上式工法となる地点は、洪水被害、景観の確保ほか農地や住宅への日照障害を懸念する声があり、費用負担や補償のみでなく、住民意見に最大限配慮した措置に努めること。

事業実施に向けては、重要な動植物の生態系に最大限配慮し、自然環境等への影響をできる限り回避及び低減に努めること。また、移植又は播種を講じた植物の生育状況及び生育環境の状況などの情報提供を行うこと。

事業実施においては、祭礼や神事に影響が生じないよう最大限配慮すること。

愛環第 1997-2 号
令和 6 年 3 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

愛荘町長 有村 国知

「国道 8 号彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書」または「見解書」に対する環境保全の見地からの意見について（回答）

令和 5 年（2023 年）9 月 27 日付け滋環政第 763 号にて依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見なし

甲 住 第 488 号
令 和 6 年 3 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲良町長 寺本 純二

国道8号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価準備書について
環境保全の見地からの意見について（回答）

去る令和6年3月23日（土）に開催された公聴会で述べられた公聴人の意見に配慮し、
今後の協議を進めていただきたい。

豊住生第67号
令和6年3月28日

滋賀県知事 三日月 大造 様

豊郷町長 伊藤 定 勉

国道8号彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和5年9月27日付け、滋環政第763号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

意見なし

多産環第16号

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造 様

多賀町長 久保 久良

国道8号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価準備書について
環境保全の見地からの意見について（回答）

令和5年9月27日付け滋環政第763号にて依頼のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。

国道8号 彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する多賀町意見

本環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見は次のとおりである。

1（全体的事項）

- ① 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されておらず、事業の詳細計画及び事業の具体化に伴い、現段階で予測しえない社会構造や自然環境の変化が見込まれる。したがって、事業の評価書段階並びに事業の実施段階において、工法や社会情勢の変化に伴う環境影響の増加の恐れが生じた場合には、その変化の状況に応じ、環境への影響について必要な環境保存措置を再検討すること。
- ② 今後追加的な環境保全措置を検討する際は、防災対応も含め、関係機関等と事前に調整を十分に行い、措置の内容が十分なものとなるよう、専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

2（個別的事項）

（騒音、振動）

- ① 防音パネル等の設置については、住環境への影響を考慮したうえで環境保存措置の実施を検討すること。

（景観）

- ① 構造物のデザイン等を具体化する段階では、住民意見や専門家の助言を踏まえて検討し、防音パネル・照明等の付帯的な構造物の影響も含めて評価を行い、環境保全措置に努めること。
- ② 構造物が周囲の景観と調和するように工夫すること。

（文化財、伝承文化）

- ① 工事前や工事中において、文化財として判断されうるものが工事ルートで発見された場合は、速やかに関係機関に相談し、文化財保護を念頭に置いた対策を検討すること。

3（その他配慮すべき事項）

- ① 路面凍結防止剤を含む道路排水による動植物や農業用水への影響について、周辺地域に影響が出ないように配慮すること。